

「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第４次）（案）」に対する市民意見の内容及び市の考え方

「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第４次）（案）」に対し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

いただいたご意見とそれに対する市の考え方を公表します。

なお、ご意見については内容を要約し、趣旨が類似しているものはまとめさせていただいたほか、内容により分割するなどして掲載していますのでご了承ください。

令和３年３月

名古屋市

概 要

1 募集期間

令和2年12月25日（金）から令和3年1月25日（月）

2 意見提出状況

意見提出者数 11人 意見総数 60件

3 意見提出方法 (人)

郵送	F A X	電子メール	計
0	3	8	11

4 意見の内訳 (件)

項 目	意見数
計画全般	0
基本方向1 配偶者からの暴力の未然防止と被害の早期発見	12
基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実	42
基本方向3 総合的な支援体制の強化	6
その他	0
計	60

寄せられた主な意見と本市の考え方

1 基本方向 1 配偶者からの暴力の未然防止と被害の早期発見（12件）

（1）目標 1 DV に対する理解の推進と防止意識の向上（11件）

ア 施策の方向① 市民への意識啓発の推進（3件）

- DV が性差別に起因する力の不均衡によるものだという意識づけが必要。そのためには、若年層だけでなく、中高年層、高齢者などにも広報周知されるための世代別の広報具体案を策定する必要がある。相談窓口広報の際に、こんなことありませんか？という DV チェックができるようなものを 11 月の DV 月間に広報なごやに掲載するなどしてみてはいかがかだろうか？情報が届くよう努めるではなく、情報が届く具体策を講じるであってほしい。
- DV という言葉に問題があるのか、「バイオレンス」＝殴る・蹴るという印象がいまだに蔓延しています。しかし、現実には、身体的暴力を受けている人ですら、その時に言われた暴言の方に深く傷つく場合もあり、身体の傷は治っても、心の傷は治らないということは、多くの方が理解されることだと思います。この点については、重点的に周知をしていただきたいと思います。
- 虐待有るところに DV あり、DV あるところに虐待有りという姿勢で、市民にも啓蒙されることが必要だと考えます。

【市の考え方】

DV 根絶のため、DV 防止啓発カードなどの啓発物を市内の関係施設や中学校、高校等に配布しております。また、広報なごやで精神的暴力等を含めた DV の具体的な広報や LINE など様々な媒体を活用し、幅広い年齢層に対して意識啓発に取り組んでまいりました。

今後も引き続き様々な媒体を通じ、DV の正しい理解の促進に努めてまいります。児童虐待と DV の関係については、児童虐待防止月間を始め機会をとらえて今後も広報周知に努めてまいります。

イ 施策の方向②「デート DV」防止教育等の推進（4件）

- デート DV 防止の教育や啓発には、ジェンダー平等の視点を踏まえることでより効果が期待できる。
- 防止教育は中学からも必要で、性教育の中にデート DV の内容を盛り込むなど取り組んでほしい。デート DV 対象年齢世代は、いわゆる DV 渦中に育った子どもであることも想定され、親たちの関係に悩む子どもがいることも考慮しての意識啓発を考える必要がある。

【市の考え方】

引き続き、若年層向けのデート DV の啓発として、デート DV 防止啓発カードやデート DV 防止リーフレットの配布、高校等へのデート DV 防止啓発のための出張講座等を実施してまいります。

また、中学生を対象として配布している男女平等啓発資料を改訂し、デート DV を含めた内容とするなど若年層からの人権意識の向上により一層努めていきたいと考えております。さらに、意識啓発にあたっては、ご意見も参考とさせていただきながら被害者に配慮して実施してまいります。

- デート DV 防止のための啓発事業など、若い世代への啓発はとても大切だと思います。大切な人権教育として位置づけで継続的に行われることを願います。

【市の考え方】

デート DV 防止のために、学校教育においては、あらゆる偏見や差別をなくし、お互いの人権を認め合う人間性豊かな幼児児童生徒を育成するため、学校の教育活動全体を通じた人権教育を市立の全校（園）で引き続き実施します。また、社会教育においては、さまざまな人権問題についての正しい理解と認識を得るために講座や講演会、資料の配架を引き続き実施いたします。

- 「性暴力救援センター日赤なごや なごみ」の周知を強く求める。必要な連携と支援を行うことを計画に位置づけていただきたい。

【市の考え方】

「性暴力救援センター日赤なごやなごみ」については、本市が作成する相談啓発カードやリーフレット等に掲載し、周知しています。また、連携機関として相談の現場で情報共有等行っており、計画掲載事業 79 「DV 防止対策関係機関等との連携」に含まれるものと考えます。引き続き啓発や情報共有を行い、連携を深めてまいります。

ウ 施策の方向⑤ 職員に向けた DV 理解の推進（１件）

- 研修の効果測定としてアンケートを取る。ジェンダー意識など意識の再確認をするなど、単にやりましたで終わってほしくない。

【市の考え方】

職員向け研修では、最後にアンケートを実施、研修の理解度や内容について意見を収集し、今後の研修に活用しています。引き続き研修の効果を高める工夫をしてまいります。

エ 施策の方向⑥ 配偶者暴力に関する調査研究（３件）

- 対象者を明確にしてほしい。

【市の考え方】

概ね５年に１度実施しております「男女平等参画に関する基礎調査」につきましては、無作為抽出の市民４,０００人を対象に暴力の経験の有無等を調査しております。

- 加害者は自らの行為が DV に当たるものであるとの認識が低いと言われていいます。こうしたことから個別の加害者対応以外にも加害者にならないよう一般的な啓発に関して広く市民に行うことを取り組んだらどうでしょうか。

【市の考え方】

暴力を許さない社会の実現に向けて、広く市民向けの広報啓発の充実が重要であると考えています。広報なごやで DV についてのチェックシートを掲載するなど、これまでも様々な媒体を通じて意識啓発に取り組んでまいりました。引き続き、DV の正しい理解の促進に努めてまいります。

- 公立の保育園・幼稚園・小学校・中学校を面会交流の場所として提供するという点について、離婚後の面会交流について、調停や審判になっている時点で、当事者間の話し合いが裁判所を通じないといけない関係だったのであり、両者の間にDVがあるような場合が含まれてくるのが容易に予想できます（問題のない関係であれば、保育園や学校を使う理由はありません）。面会交流を学校でやるのであれば、安全確保も必要ですし、先生が子どもに面会交流を安易に勧めて虐待のあった子どもに二次被害となるようなことを防止するための研修など、周到的な準備が必要だと思います。家庭がギスギスしていて、学校が居場所の子どももいます。個人的には、学校は教育の場として、家庭内のトラブルへの直接の関与や介入は控えるべきだと思います。学校の先生の働き方改革とも逆行します。

【市の考え方】

子どもと別居親等との面談につきましては、子どもに対する監護・教育に権利義務を持つ者（親権者・保護者）の同意のもと行われることが望ましいと考えております。

（２）目標２ 暴力被害の早期発見（１件）

ア 施策の方向① 通報体制の整備（１件）

- 医療者向けのリーフレットを配布するだけでなく、医療関係者による集まりを持ち、支援関係者との具体的にどう連携ができるのか検討する場を行政が企画するなど、支援の一環として医療関係者との連携を位置づける必要がある。

【市の考え方】

ご意見を参考とさせていただき、医療機関との連携を行ってまいります。

2 基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実（42件）

（1）目標3 相談及び保護体制の充実（22件）

ア 施策の方向① 配偶者暴力相談支援センターの機能強化（6件）

○ 事業18「コンサルテーション機能の充実」下線部の文言を挿入

「区役所・支所等が、支援困難事例に対して、適切かつ迅速に対応することができるよう、新たに外国人対応や在日コリアン（オールドカマー）、被差別部落、障害等の分野別に外部のスーパーバイザーを導入することや、配偶者暴力相談支援センターに区役所・支所での相談経験がある相談員を配置するなど、配偶者暴力相談支援センターのコンサルテーション機能の充実を図ります。」

- スーパーバイザーのイメージがわかりづらい。なるべくわかりづらい横文字はさけて日本語でお願いしたい。

【市の考え方】

ご意見を受けまして、「区役所・支所等が、支援困難事例に対して、様々な背景を持つ外国人や障害のある被害者等を十分に理解し、配慮した対応ができるよう分野別に外部のスーパーバイザーを導入することや、配偶者暴力相談支援センターに区役所・支所での相談経験がある相談員を配置するなど、配偶者暴力相談支援センターのコンサルテーション機能の充実を図ります。」と修正します。なお、わかりにくい用語については注釈をつけることといたしました。

- SVに繋がる方法として、オンタイムで繋がれるようにしてほしい。手続ききを簡略化し、迅速な対応ができるようにする。

【市の考え方】

ご意見を参考とさせていただき、外部のスーパーバイザーに迅速に相談できるよう、手続きの工夫をしてまいります。

- 切れ目のない支援をどう考えるのか？名古屋市としての考えを明確にする必要がある。

【市の考え方】

切れ目のない支援については、計画P1「はじめに」に記載しているとおり「被害者とその子どもや親族が安心・安全に暮らせるよう、相談・保護・自立・心のケア等に関わる総合的な支援を切れ目なく推進する。」ことと考えております。

- 関係機関との総合調整も迅速に行われないと意味がない。

【市の考え方】

ご意見を参考とさせていただき、関係機関との迅速な調整を進めてまいります。

- 関係機関の中には当然民間支援団体も入ると考えてよいのか？事後のケース検証も必要。ケースから学ぶことは重要と考える。

【市の考え方】

関係機関には、被害者支援の民間団体も含まれているものと考えております。

イ 施策の方向② 相談支援体制の充実（9件）

- DV に関する相談支援にあたる相談員を名古屋市の人口からみて少なくとも現状の2倍程度の人員を確保すること。
- フルタイムの相談員を開庁時間の窓口には常時複数名配置すること。
- ケースを担当した相談員が責任をもって中長期にわたる支援を行えるような配慮をもって相談員を配置すべき。
- 「女性福祉相談員」の方々には今以上に高度な職務遂行能力が求められていると思います。態勢整備のためには単に研修の充実だけでなく、児童相談所や福祉事務所に配置されているケースワーカー同様に正規専門職として配置することを実現できないでしょうか。

【市の考え方】

今後も支援者の育成・組織対応力の強化を行うとともに、相談件数の状況や社会情勢などを勘案し、相談支援体制の強化について検討してまいります。

- 相談体制を充実させることは必要だが、相談後の支援の具体策が見えるようにしてほしい。自立に向けた支援の道筋が見えないと相談どまりになってしまう。特に若年層は支援策の選択肢が少ない。

【市の考え方】

ご意見を参考とさせていただき、支援施策の充実を図ってまいります。

- ワンストップの必要性は以前から言われているが、実際に可能な体制が庁内で取れるためにはシステムとして定着させることが必要ではないか？

【市の考え方】

被害者が諸手続きのために複数の窓口に出向いて、繰り返し被害について説明することは、心理的に大きな負担となることなどから、一定の場所に関係部署の担当者が出向くなどの配慮をした支援に引き続き努めてまいります。

- 施策の方向（２）相談支援体制の充実の説明文に下線部の文言を挿入

「相談窓口においては、複合差別を受けている被害者等の抱える問題や背景（貧困、障害、同和問題（部落差別）、外国人等の様々な困難）を的確に理解し・・・」

【市の考え方】

ご意見を踏まえまして、「相談窓口においては、被害者等の抱える問題や背景（貧困、障害、同和問題（部落差別）、外国人等の様々な困難）を的確に理解し、被害者等が複合的に困難な状況に置かれていることに配慮しながら、適切な助言や情報提供を始め、保護や自立に係る支援につなげる必要があります。」と修正します。

- 相談員には、在日コリアン、被差別部落、障がい当事者、外国人などを是非入れてほしい。

【市の考え方】

複合的に困難な状況に置かれている被害者を理解し適切に対応するために研修の充実を図ってまいります。なお、相談員の採用は公募となっており、国籍や障害の有無など採用の条件となっておりません。

- 女性福祉相談員の質の向上を切に望む。残念ながら質のばらつきが大きく、対応した相談員によって二次被害を受ける事例をしばしば見聞きする。

【市の考え方】

女性福祉相談員はDV被害者支援の中核を担っており、その対応に二次被害があってはならないとの認識のもと、研修の充実を図り、女性福祉相談員の質の向上に努めてまいります。

ウ 施策の方向性③ 被害者等の安全確保（5件）

- 愛知県女性相談センターによる一時保護対応がスムーズにいくように、支援現場の相談員たちとの意見交換など定期的な意見交換が必要。また、一時保護中の安心として、医療扶助対応をするよう徹底してほしい。
- 愛知県女性相談センター及び県一時保護所の対応が、被害者の気持ちによりそったものになっていません。ルールを納得できなければ来なくていいという姿勢に思えます。スマホ禁止や私物を全て事務所管理するあり方を変えることはできないもののでしょうか？

【市の考え方】

ご意見を参考とさせていただき、関係機関に伝えてまいります。

- セクシュアル・マイノリティの方の利用等、民間シェルターがあると心強く思います。ただボランティアでは限界があると思うので、家賃補助を全額、恒常的に保障してもらえると安心して利用ができるのでお願いしたい。
- 避難先の民間シェルターが、古い建物で若い人は入居をしり込みする人がいます。家賃支援を充実させて、被害者が気持ちよく住めるシェルターを確保できるようにして欲しい。

【市の考え方】

本市は民間団体への財政的支援として、民間シェルターを運営する団体に家賃補助に加え、受け入れや利用中の自立支援や定着支援にかかった経費も補助の対象とするなど拡充を行ってきたところです。

民間シェルターへの補助の拡充については、民間団体との連携の在り方とあわせて検討してまいります。

- 多様な状況にはペット同伴での利用も入るのか？家族同然のペットも一緒に保護してほしいと希望する被害者もいる。

【市の考え方】

「多様な状況にある被害者」は、男性や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の方などを想定しております。

エ 施策の方向性④ 安心と安全に配慮した支援（2件）

- 支援策を図示したものを共通資材として用意するなど、被害者が理解しやすい情報提供のあり方についても検討してほしい。

【市の考え方】

ご意見として承ります。

- 支援措置は、被害者の安心と安全を守る制度であり、この制度に対する攻撃は、DV 被害者が暴力から逃げ出すこと自体を萎縮させることになりかねません。加害から「逃げる」という局面での安全確保については、スピーディかつ広く保護する必要がありますので、どうか萎縮することなく制度が活用されることを望みます。

【市の考え方】

住民基本台帳事務における支援措置の制度は、被害者が更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、加害者がその住所を探索する目的で住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある場合は被害者の保護を図るものであり、その趣旨に則り対応してまいります。

(2) 目標4 被害者の自立支援の充実 (3件)

ア 施策の方向① 自立に向けた支援 (2件)

- DV 被害者の多くが親族や元夫との関係で苦しんでいる。母子寡婦福祉資金の利用等で保証人が必要とされることや、生活保護制度の利用に際して親族への扶養照会が行われることなどが、親族や元夫に知られたくない被害者にとり制度利用の大きな障害となっている。知られたくない権利を守れるよう各制度の改善を強く働きかけていただきたい。

【市の考え方】

母子父子寡婦福祉資金の貸付においては、原則連帯保証人が必要ですが、返済能力等の要件を満たしていれば連帯保証人なしでも貸付を受けることができます。また、連帯保証人は親族が望ましいですが、返済能力等の要件を満たす方であれば親族以外の方でも連帯保証人とすることができます。また、生活保護制度では、扶養義務者への扶養照会については、要保護者に事情をよく確認し、DV から逃げてきたなど、扶養を求めることが明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる方には、照会しないこととしております。

以上のとおりの配慮をしておりますのでご理解たまわりたいと存じます。

- 婦人保護施設に関する記述がありませんがその理由があるのでしょうか。

【市の考え方】

婦人保護施設の利用にあたっては、愛知県との連携、調整が必要なため、計画掲載事業 80「愛知県女性相談センターとの連携」に追記させていただきます。

イ 施策の方向② 住まいの確保のための支援（1件）

- 住まい確保の際の緊急連絡先など、入居が円滑にされるために必要な具体策を講じてほしい。

【市の考え方】

被害者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居にあたり、身寄りが無い等の理由により賃貸借契約における緊急連絡先の確保が困難な方に対しては、福祉部局の相談支援機関や居住支援法人等の関係者による居住支援活動のネットワークづくりを進めていく中で、必要な支援策について検討を進めてまいります。

（3）目標5 被害者等のこころのケアの充実（3件）

ア 施策の方向① 精神的な支援（2件）

- 親子の場合はカウンセリング事業があるが、単身女性の場合には使える事業があまりない。DV 理解のあるメンタルクリニックと連携して安心して医療機関に繋がれるとよい。現行のイーブルでの心の相談を充実させるなどが必要。
- DV 被害者はこころに傷を負っていて、ケアが必要だと思いますが、被害者に資力がないことが多く、また、専門的な医療機関がとても少ないと思います。監護親が元気になると、子どもも生き生きとしてきます。この施策について、充実を望みます。

【市の考え方】

ご意見を参考とさせていただき、被害者等の心身の回復のための支援の充実を図ってまいります。

イ 施策の方向② 被害者の孤立防止のための支援（1件）

- 切れ目のない支援の必要性からいえば、同行支援事業の期間の再考が必要だと考える。他県では年に及ぶところもある。

【市の考え方】

見守り・同行支援事業の利用は、4か月を最長とし、それ以降は利用者の状況に応じて利用の延長などを行うなど柔軟に対応しております。ご意見を参考とさせていただき、今後とも切れ目のない支援をしてまいります。

(4) 目標6 子どもの権利を尊重した支援 (5件)

ア 施策の方向① 子どもの権利擁護 (2件)

- 転校を希望しない子どもへの支援として学校との連携強化が必要。権利擁護として何ができるのか子どもへの説明が必要。
- 避難した被害者本人と子どもの意思が必ずしも一致しないことがあると思いますので、きちんと子どもの意見を聞いていただくようお願いしたい。その上でどうしたら子どもの最善の利益につながるか、周りの大人と一緒に考えていっていただきたい。

【市の考え方】

支援者が被害者と避難した子どもも被害当事者であるという認識を持ち、支援を行うとともに子どもの権利について理解を深める取組を実施してまいります。また、子どもに対して、子どもの権利擁護機関の情報提供をする際には、不安や辛い気持ちを誰かに話しても大丈夫ということを併せて伝えたいと考えております。

イ 施策の方向② 子どものこころのケア (1件)

- 症状がなくても子どもを心配する母親への支援も充実させてほしい。

【市の考え方】

児童相談所では、児童虐待のみならず、子どもに関するさまざまな相談に応じておりますので、心配や不安に思うことがありましたら、まずご相談いただきたいと存じます。

ウ 施策の方向③ 保育・教育の支援 (1件)

- スクールカウンセラーに対して DV 研修が必要。

【市の考え方】

様々な悩みや心配事を抱える子どもたちを支援するうえで、スクールカウンセラーに対する DV 研修は有効なものであると認識しております。スクールカウンセラーは専門職として各種研修等で自己研鑽を重ねておりますが、加えて、市が開催する DV 研修等への参加を呼びかけるなど、DV 対応への理解を深めることができるよう取り組んでまいります。

エ 施策の方向④ 児童虐待対応との連携（１件）

- DV は夫婦の問題で、児童虐待は親子の問題などという分別が不適切な事案が多く、双方の職員の連携や相互理解がすすむことを願っています。

【市の考え方】

DV 対応と児童虐待対応の支援の見立てやスタンスの違いを相互理解した上で、連携が円滑に進むよう具体的な取組を進めてまいります

（５）目標 7 外国人の被害者・高齢の被害者・障害のある被害者等への支援の充実（９件）

ア 施策の方向① 外国人の被害者への支援（５件）

- 通訳者への研修、派遣回数の柔軟対応が必要。
- 通訳対応について、「多文化共生総合相談ワンストップセンター」(AIA、NIC など)との連携についても可能性を探って、実効性のあるものにして下さい。

【市の考え方】

通訳対応について、相談窓口では「女性及び児童への相談援助活動における通訳等派遣事業」を利用しており、また、行政窓口等では、タブレットによるテレビ電話通訳や３者通話（トリオホン）を名古屋国際センター（NIC）を通して各区・支所にて実施しております。さらに、地域の状況に応じて一部の区役所では通訳や音声翻訳機の配置がされております。これらのサービスの使用状況、各地域の状況や利用者の意見を踏まえ、サービス内容について各局区と連携し、改善を続けてまいります。

- 「医療通訳」は、外科、内科など他の科においては、命に係わることで、他の領域の通訳に先駆けて、通訳の養成や派遣がなされてきましたが、メンタルの分野はかなり遅れています。どう対応していくかが大きな課題です。

【市の考え方】

名古屋国際センターにおいて、「外国人こころの相談」として、日本の生活で抱く不安や悩みなどを解消するため、母国で資格、経験のある相談員が通訳を介さず外国人住民等に相談に応じ、各種機関の紹介等を行っております。悩みや困りごとが起きた際の最初の入口として、本事業をさらに周知してまいります。

また、本市は平成 24 年度より医療機関を対象に通訳派遣・電話通訳・文書翻訳を行う「愛知医療通訳システム推進協議会」に参加しています。同システムの利用が促進され、外国人市民が安心して医療を受けられるよう、協議会の他の構成団体と引き続き協力してまいります。

- 母子施設に入所した外国籍 DV 被害当事者については、施設の担当者が外国人に特有な在留資格の手続きなどについての知識、情報を持つよう徹底してください。

【市の考え方】

母子生活支援施設では、入所した母子の相談・支援のため、職員は様々な研修を受けております。今後も、研修等を通じて、支援に必要な知識・技術の向上を図ってまいります。

- 母子施設を出て、自前の住居に移ってからの支援も同様です。様々な要因に阻まれて安定した生活には程遠く、孤立しやすい外国籍当事者たちにとって、どのような施策が必要なのかを検討する機会が必要です。

【市の考え方】

外国人支援の経験が豊富な外部のスーパーバイザーの助言等をいただきながら実効性のある支援をしてまいります。

イ 施策の方向③ 障害のある被害者への支援（４件）

- DV 被害者が双極性障害や統合失調症やなどの精神障害を抱えているケースが少なくない。PTSD等の障害や精神的に不安定な状態の方への支援は、男女平等参画推進センター、精神保健センター、障害者虐待相談センターなど専門機関での対応が中心にみえる。大切なのは、最初に相談を受ける区役所、社会福祉事務所などでの職員の対応である。初期対応にあたる職員が、精神障害（メンタルヘルスも）への理解と対応スキルを身につけ、被害者に寄り添ってほしい。
- 精神障害への理解を深める研修を必須にしていきたい。
- 相談者の多くが何らかのとくに精神的な障害を抱えながら相談に来ることを踏まえ、支援メニューの紹介だけの窓口対応にとどまらないようにしていきたい。

【市の考え方】

DV 被害者で精神障害を抱えている方への対応については、関係機関と連携を図るとともに、相談員が精神障害を抱える被害者に対しての理解及び適切な対応ができるよう、精神科医を講師とした研修を行うなど今後も精神障害への理解と対応スキルの向上に努めます。

- 精神疾患を抱え、DVを受けた人の数が多いように感じます。精神疾患の認識がないパーソナリティ障害の人等の連携の拡充を望みます。（精神保健センターや障害者基幹相談支援センター等との具体的な対応を）

【市の考え方】

精神障害を含めた障害者の虐待については、障害者虐待相談センターで相談を受け、社会福祉事務所や障害者基幹相談支援センターと連携を図りながら対応しております。

なお、目標 5(1)にも掲出されておりますように、本市の精神保健福祉センターや保健センターではこころの健康に関する相談に応じ、医療機関等と連携して精神的支援を行っているところであり、精神疾患がある方についても、同様に各関係機関と連携しつつ相談を承っているところです。また、精神保健福祉センターは直接相談に当たるほか、関係機関に対して精神保健福祉に関する技術援助も行っているところです。これらの相談や技術援助について引き続き取り組んでまいります。

3 基本方向 3 総合的な支援体制の強化（6件）

（1）目標 8 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進（4件）

ア 施策の方向② 関係機関・民間団体との連携・協力の推進（2件）

- 支援現場の相談員との意見交流など定期的にしてはどうか。

【市の考え方】

ご意見を参考とさせていただき、愛知県女性相談センターと緊密に連携してまいります。

- 女性福祉相談員がケースワークを行う要であるという位置づけを明確にし、積極的にアウトリーチできるような環境整備、技術要請をしてほしい。

【市の考え方】

被害者への相談支援にあたって、被害者の安全をまもるためには、支援者の安全確保が必要となります。家庭訪問など積極的なアウトリーチは区、支所の相談窓口に来所することが困難な被害者の場合は有効な手段である反面、加害者が突然帰宅するなどのリスクもあることから難しいと考えております。

イ 施策の方向③ 適切な苦情処理の実施（１件）

- 二次被害を受けた際に、通報できる窓口を相談者にきちんと明示し、対応できるような体制を作ってほしい。

【市の考え方】

窓口の職員、相談員には研修を行い二次被害の防止に努めています。万一、被害を受けた場合には、男女平等参画苦情処理制度等を活用し迅速に対処します。

（２）目標 9 組織的対応力の向上（３件）

ア 施策の方向② 組織的対応のための体制整備（１件）

- 役所の中で女性福祉相談員が孤立しないような体制づくりもいるのではないかな。

【市の考え方】

今後も配偶者暴力相談支援センターにおける区役所・支所への援助機能を強化し、女性福祉相談業務のバックアップに努めていきたいと考えております。

イ 施策の方向③ 支援者のメンタルヘルス（２件）

- 支援者に対して必要とする場合はカウンセリング対応をするなど仕組みを作り、心のケアの充実を図る。

【市の考え方】

被害者の支援にあたる相談員のメンタルヘルスについては、セルフケアに重点をおいて「メンタルヘルス研修」を実施しており、ご意見として承ります。

- DV 被害者支援にあたる相談員さんの身分保障と安全確保について、最大限の取り組みがなされることをお願いしたいです。DV 被害者支援にあたる相談員は、仮名を使用できるなど、安全配慮の必要性があると思います。

【市の考え方】

被害者支援には相談員の安全確保が重要と考えており、市民サービスの点も考慮し、できる限り対応していきたいと考えております。